

徳島で得するケン発行事業実施要綱（抜粋）

（利用対象施設）

第9条 クーポン券が利用できる対象となる施設等（以下「利用対象施設」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- （1）県内に住所を有すること。
- （2）利用対象施設としての登録後、速やかに事業実施が可能であるとともに、クーポン券の適切な保管・管理が可能な体制を有していること。
- （3）徳島県が示す「施設類型ごとの感染防止対策」や業種別の業界団体が示す「感染防止予防ガイドライン」等により新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮していること。
- （4）事業内容に応じ、必要な資格取得や賠償責任保険・傷害保険への加入など事故発生時に対応しうる体制を有していること。
- （5）利用対象施設は次のいずれかに該当する施設とする。

ア 観光施設

イ アクティビティ・体験取扱施設

（ア）文化・工芸体験施設

（イ）スポーツ体験施設

（ウ）料理体験施設

（エ）観光農園

（オ）上記以外で、主に観光客が利用するアクティビティ・体験取扱施設であること。

ウ 県内発着型ツアー商品取扱施設

エ 土産物店

主に観光客を対象に、土産物を販売する施設であること。

オ 道路交通法第3条第1号ハに規定する登録を受けたタクシー事業者及び道路運送法第80条に規定する登録を受けたレンタカー事業者。

（利用対象施設登録申込）

第11条 利用対象施設となろうとする者は、利用対象施設登録申込書（様式第4号）にその他事務局が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに事務局へ提出するものとする。

（利用施設の登録の通知）

第12条 事務局は、利用対象施設登録申込内容を確認の上、利用施設を登録し、登録完了通知書（様式第4号3枚目）により通知する。

2 申請書類を審査した結果、前項の登録を行わない場合には、登録不採択通知書（様式第5号）により通知する。

(利用対象施設の責務)

第13条 利用対象施設は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 旅行者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面に相当する商品の販売サービスの提供を行うこと。
- (2) 事務局から配布されたステッカー等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取ったクーポン券は、有効期限内であることを確認し、利用対象施設名と受領日を記載すること。(以下「使用済みクーポン券」という。)
- (4) 有効期限を過ぎたクーポン券や、他施設名の押印又は使用済みクーポン券は、受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。
- (6) クーポン券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (7) クーポン券を事業取引に利用することは禁止する。
- (8) 本要項に定める規則及び事務局からの指示を厳守すること。